

## 秋田県内避難者生活再建支援事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 この補助金は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により、秋田県内（以下「県内」という。）の応急仮設住宅等に入居していた者が、県内の新たな住宅へ引っ越しした場合に要した経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 応急仮設住宅等：災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）に基づき、被災県からの応援要請に応え秋田県及び県内の市町村が応急仮設住宅として供与する借上げ住宅・公営住宅、被災県が供与している雇用促進住宅及び、その他同法によらず自治体の支援により無償提供される公営住宅をいう。
- 二 新たな住宅：応急仮設住宅等の供与終了後に一般契約した民間賃貸住宅や公営住宅以外の住宅をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、全国避難者情報システムに秋田県内を現住所として登録しており、平成28年4月1日以降に応急仮設住宅等に入居していた世帯のうち、一般契約により秋田県内の民間賃貸住宅や公営住宅に入居している世帯の代表者とする。ただし、特定の事情で応急仮設住宅の供与期間が延長される世帯及び福島県の避難指示区域（平成27年6月15日時点）から避難している世帯を除く。

2 前項の補助対象者について、次の各号を満たすことを要件とする。

- 一 令和3年3月24日までに、居住していた住宅を解約・退去し、秋田県内の新たな住宅に引っ越しすること。なお、引っ越し先が複数箇所の場合にあっては、主たる世帯のみに対して補助する。
- 二 引っ越しする世帯全員が、引っ越し先に住民票を異動すること。ただし、特別な事情があると認められるときは、この限りでない。
- 三 過去に当該補助金を受けた世帯員がいないこと。

四 避難元自治体等から、秋田県内での引っ越しに伴う費用の補助や助成を受けていないこと。

(補助対象の実施期間)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、この要綱の施行日である令和2年4月1日から令和3年3月24日までに完了する引っ越しとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、県内への引っ越し費用のうち別表に掲げる費用とする。

(補助金の額)

第6条 県が交付する補助金の額は、10万円と前条に掲げる経費の合計額(合計額の1,000円未満を切り捨て)を比較し、低い方とする。

2 知事は、前項により算出された補助金の額について、予算の執行状況に応じて減額することができる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を申請する者(以下「申請者」という。)は、引っ越し予定日の14日前までに、秋田県内避難者生活再建支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出するものとする。

2 補助金の交付申請は1世帯当たり1回とする。

3 交付申請の期限は、令和3年3月10日とする。

4 知事は、前号に規定する期限前であっても、予算等の関係から補助金の交付申請の受付を終了する場合がある。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、前条に規定する申請書を受領したときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否、及び補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(実績報告)

第9条 申請者は、新しい住居へ引っ越しが完了した日の翌日から起算して30日以内に、秋田県内避難者生活再建支援事業補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類（第3条第2項第2号ただし書の規定に該当する場合にあっては、第2号に掲げる書類を除く。）を添付し知事に提出するものとする。ただし、令和3年2月28日以降に引っ越しが完了した場合は、同年3月29日までに提出するものとする。

- 一 新たな住宅の権利関係を証明する書類の写し（売買契約書、賃貸借契約書、公営住宅入居許可証等）
- 二 新たな住宅に入居した世帯員全員の住民票（住所を異動した後のもの）
- 三 第5条に規定する費用の支出が証明できるもの（領収書等の写）
- 四 その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、申請者から前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の決定内容及びこれに付した要件に該当するかを確認の上、交付すべき補助金の額を確定し申請者にその旨を通知するものとする。

- 2 知事は、確定した補助金の額が交付決定額と同額であるときは、前項の通知を省略することができる。
- 3 前項により確定した補助金の額が、既に行った交付決定額の変更を要するときは、変更交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 申請者は、補助金の額の確定後に請求書（様式第5号）を提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 知事は、補助金申請者が次のいずれかに該当すると認めた場合には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 一 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付決定を受け、又は受けようとしたとき。
  - 二 規則またはこの要綱に違反する行為があったとき。
- 2 知事は、前項の取り消しの決定を行ったときは、交付決定取消通知書（様式第6号）

により、その旨を補助金申請者に通知するものとする。

- 3 知事は、第1項に基づく取り消しを行ったときは、規則第259条第2項及び第260条の規定に基づき、返還の期間及び延滞金等を定めるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

【別表】 補助対象経費（第5条関係）

区 分	内 容
1 家財道具の引っ越し業者による運送費用	県内の新たな住宅に引っ越しに要する家財の運搬費用及び荷造り等とサービス費用 ただし、貨物自動車運送事業法に基づく届出または許可を受けた引越業者による家財の運搬費用に限る。
2 家財道具の引っ越しのため運搬車両のレンタル費用	県内の新たな住宅に引っ越しに要する家財の運搬のための車両を借り上げた費用 ただし、道路運送法に基づくレンタカー事業許可を受けたレンタカー業者からの車両に限る。
3 2の車両の燃料代	上記2で給油を要する場合のガソリンまたは軽油代金
4 その他	その他知事が必要と認めた費用